

「貸与と販売の在り方」に注視が必要 福祉用具による環境整備に関心を!

福祉用具貸与をめぐって介護保険制度では何が起こり、今後、何が起こりそうか。ケアマネジャーは何を重視してケアプランに福祉用具を組み込めば良いのか。福祉用具に関する制度や、福祉用具利用の在り方を研究している東畠弘子さんに聞きました。



取材協力 ▶ **東畠 弘子**さん ● 国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
博士(医療福祉経営学)、社会福祉士

ひがしはた ひろこ

社会人経験の後、大学院に進学(日本社会事業大学大学院修士課程修了/国際医療福祉大学大学院博士課程修了)。日本社会事業大学社会事業研究所研究員などを経て、2016年から現職。介護保険制度と福祉用具利用をテーマに研究。2012年から事業者に義務付けられた福祉用具個別援助計画(サービス計画)の書式(ふくせん版)の開発に従事。2007年~2011年厚生労働省「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」委員。2012年~消費者庁消費者安全調査委員会専門委員

目まぐるしく変わる福祉用具関連の制度

介護保険制度では福祉用具は貸与が原則になっています。貸与になじまないものだけ(直接肌に触れるもの)厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」として、年間10万円を上限に貸与ではなく販売(購入)が認められています。貸与の特徴として必要な期間を貸し出し、身体の変化や環境に合わせて交換でき、必要がなくなれば返却できるわけです。

貸与の制度上の特徴としては他にも、福祉用具を除く他の介護サービスが3年に一度の介護報酬による価格の設定があるのに対して、福祉用具貸与は事業者が価格を決める“自由価格”であることがあります。“指定基準”があることなどは、福祉用具貸与も他の介護サービスと同様ですが、価格設定の仕方が異なるのが特徴です。そのため、価格が高い、あるいは著しい高価格など、価格をめぐる議論がこれまで何度もなされてきた経緯があります(表)。

しかし私自身は福祉用具貸与は、モノ(福祉用具)と福祉用具専門相談員(以下、専門相談員)による「貸与計画作成、選定、説明、搬入、さらにモニタリング」というサービスプロセスによって成り立つと考えることが大切だと考えています。もちろん、前提として福祉用具貸与は単独でできるものではなく、ケアマネジメントプロセスにのって行われます。ケアプランの目標に沿って、その目標を福祉用具の中でどう実現するかという点から専門相談員が関わるとご理解ください(図1)。貸与価格はサービスプロセス部分も福祉用具

の価格設定には含まれていると考えるので、単純に「安ければ良い」というわけではありません。むしろ、高価格・低サービスは論外ですが、専門相談員は利用者向き合っている状態や、住まいの状況、意向等を把握した上で、福祉用具を提案しています。ケアマネジャーと同行訪問することもあるでしょうし、搬入後は「使用できているか」、「間違った操作はしていないか」などの確認も必要です。こうした一連の流れを考えると、利用者の状態とモノの機能をマッチングさせる専門相談員の存在は重要と考えます。制度も専門相談員の役割が重視される方向でこれまで改正がなされてきました。

2018年には専門相談員が作成する「福祉用具サービス計画書」(以下、貸与計画)は利用者へ渡すだけでなく、ケアマネジャーにも渡すことが義務化されました。

2021年度介護報酬改定では、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、退院・退所時のカンファレンスに専門相談員が参加することが明確化されました。本改定に先立つ2015年の日本作業療法士協会の調査では「退院・退所に向けたカンファレンスについて、福祉用具事業者の出席率は10割の施設もあれば、2割未満の施設も多く、ばらつきがある」との結果が出ていました^{*1}。つまり、10割ということでカンファレンスに「毎回参加している」と答える事業所もあれば、「2割しか参加していない」ところもあり参加にばらつきがあることがわかったのです。事業所が出席しない理由として「情報はケアマネジャーから入ってくるから」、あるいは、「カンファレンスに参加しても自分のところに仕事として